

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第39号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 産業観光局の項中

「

産業技 術研究 所	工業技術センター	総 務 係 長
	繊維技術センター	総 務 係 長

を

」

「

産 業 技 術 研 究 所	企画情報室庶務係長
---------------	-----------

に改める。

」

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(会計室)